

日本の新法は、違法伐採木材の取引を止めるというG7の約束を果たせないおそれ:

政府は確固たる規制と広範な企業の参加を確保すべき

2016年5月25日

内閣総理大臣 安倍 晋三様

私たちは、違法伐採木材の取引の停止を目的とする日本の新法の問題点を明らかにし、本法が確実に良い影響をもたらすよう強く要請します。先月新潟県において、G7各国の農業大臣は、G7各国がこれまで行った約束を再確認し、違法伐採及び違法伐採に係る取引を排除するための措置を講じることを改めて約束しました。しかし、日本の新法は登録企業のみには木材の合法性を確認するよう義務付ける自主的な登録制度を新たに設けたことに留まり、G7の約束にはいまだ及びません。

法律が確実に影響力を持つよう、日本政府は違法伐採のリスクのある場所から木材を購入するすべての日本企業の参加を確保し、合法性を検証するための強力なデューデリジェンス基準を定め、日本の違法伐採木材の取引の削減に関する法律の有効性について、注意深く監視・報告しなければなりません。

違法伐採は世界の森林と森林に依存している人々に計り知れない影響を与えています。2005年、G8は「違法伐採が、最貧国の多くの人々の生計に与える影響、また、環境劣化、生物多様性の損失と森林破壊、そして世界的な持続可能な成長に対する影響」を認めました<sup>i</sup>。違法伐採は世界の木材取引の2割以上、主要な熱帯諸国における伐採の50~90%を占めています。さらに、国際犯罪を煽り、年間の犯罪による収益のうち300億米ドル以上を生み出しています<sup>ii</sup>。

日本は世界第4位の木材製品の輸入国であり、違法伐採木材の主要なマーケットです。最近の推計によると、日本の木材輸入量の12%は違法リスクが高いことが明らかになっています<sup>iii</sup>。2006年には、日本は違法伐採木材の政府調達を禁止する政策を打ち出しましたが、これは日本の木材市場の95%には採用されず、合法性検証のために非常に弱い基準が策定されたに過ぎません。また、その政策は今のところ違法伐採木材の取引に意味のある影響を与えていないことが明らかになっています<sup>iv</sup>。

5月20日に公布された日本の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」ではこの欠陥を認識しているものの、その内容は違法伐採木材取引の問題に対処するには不十分なものです。自主的に登録している企業に対してのみ、販売する木材の合法性を確保する措置を講じるよう義務付けているため、登録に参加しないことを選択する企業は罰せられることなく違法伐採木材の取り扱いを続けることができます。

このように、日本の新法は、G7各国がすでに採用している違法伐採木材の取引を明確に禁止し、違反に対し重い罰則を課すという基準を満たすものではありません<sup>v</sup>。EU加盟国28カ国やノルウェー、オーストラリアなどの主な木材消費国もすべての輸入者及び同等の国内企業に対し、サプライチェーンにおける強力なデューデリジェ

ンスを実施するよう義務付けています<sup>vi</sup>。さらに、日本の新法は環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の下で、違法な木材の伐採及び取引に対処し、これを阻止するという日本の最近のコミットメントをこのままでは達成できそうにはありません<sup>vii</sup>。

リスクの高い調達元から木材を調達するすべての企業が、自社の木材サプライチェーンに対し強力なデューデリジェンスを実施するよう義務付けられない限り、日本は新法の制定によって、前向きな行動をとっているかのように見えて、実際は日本における違法伐採木材取引の継続を許してしまうおそれがあります。日本政府は本法が確実に有意義な影響を与えるよう以下の措置を取らなければなりません：

- ・ **対象**：違法伐採のリスクのある供給元から木材を輸入するすべての企業が確実に登録するようにする。
- ・ **デューデリジェンス**：サプライチェーンにおける違法伐採リスクに応じた強力なデューデリジェンスの基準を規定し、リスクが重大で、既存の情報が十分でない、あるいは信頼できない場合、合法性を立証するため、信頼できる独立した情報入手するよう企業に義務付ける。
- ・ **監視及び法執行**：違法リスクが高い木材を扱う企業に特に注意を払い、デューデリジェンス措置について定期的に評価・報告する。そして法を遵守していない登録企業については直ちに登録を取り消し、その企業名を公表する。
- ・ **報告**：違法あるいは違法性の高い木材取引が削減しているかどうか、法律による効果について定期的な報告を可能にするため、すべての企業から調達行為に関する情報を集める。

違法伐採木材の世界最大のマーケットの一つ、そしてG7の主要国として、日本は違法伐採及び関連する取引による計り知れない影響を食い止める役割を果たさなければいけません。私たちは、日本政府が違法伐採木材の取引を停止するという国際的な約束を踏まえ、本声明文に記した新法の重大な欠陥に対処する措置を確実に講じるよう強く要請する次第です。

敬具

グローバル・ウィットネス  
理事 パトリック・アリー

国際環境法センター（CIEL）  
議長 キャロル・ミュフェット

環境調査エイジェンシー（EIA）  
事務局長  
アレクサンダー・ボン・ビスマーク

アメリカ野生動物連合会（NWF）  
副代表、国際保全・企業戦略部  
バーバラ・ブランブル

マーケット・フォー・チェンジ（MFC）  
代表 ペグ・パット

グリーンピース・ジャパン  
事務局長代理 タマラ・スターク

グリーンピース・インターナショナル  
事務局長  
バニー・ミクディアミド  
ジェニファー・モルガン

ノルウェー熱帯雨林保護団体 (RFN)  
政策・キャンペーン担当  
ニルス・ヘルマン・ラヌム

レインフォレスト・アクション・ネット  
ネットワーク (RAN)  
事務局長 リンジー・アレン

熱帯林行動ネットワーク (JATAN)  
事務局長 原田公

ブルーノ・マンサー・ファンド (BMF)  
事務局長 ルーカス・ストラウマン

サラワク・キャンペーン委員会  
運営委員 トム・エスキルセン

ファーン (FERN)  
キャンペーン・コーディネーター  
サスキア・オジンガ

(一財) 地球・人間環境フォーラム  
理事・企画調査部長 坂本有希

国際環境 NGO FoE Japan  
副代表理事・事務局長 三柴淳一

---

<sup>i</sup> G8 グレンイーグルズ行動計画 36 段落

<sup>ii</sup> インターポール/国連環境計画 UNEP (2012)、「Green Carbon, Black Trade: Illegal Logging, Tax Fraud and Laundering in the Worlds' Tropical Forests. A Rapid Response Assessment」

<sup>iii</sup> 梶井まり (2014 年 11 月)、「違法木材の取引：日本における取組」、チャタムハウス

<sup>iv</sup> グローバル・ウィットネス (2016 年 4 月)「違法行為の黙認」、マーケット・フォー・チェンジ (2016 年 3 月)「フローリングへと変貌する熱帯林」、環境調査エイジェンシー (EIA) (2014 年)「門戸開放」

<sup>v</sup> 米国：改正レイシー法 (2008)、EU：EU 木材規則 (2010)、カナダ：野生動植物の保護及び国際・州間の通商法規制 (2010 年改正)

<sup>vi</sup> EU 及びノルウェー：EU 木材規則 (2010)；オーストラリア：違法伐採禁止法 (2014)

<sup>vii</sup> 環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) 第 20 条 17 章